

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西之表市長 八板 俊輔

市町村名 (市町村コード)	西之表市 (462136)
地域名 (地域内農業集落名)	古田・中割地区 (十三番、二本松、村之町、中之町、上之町、番屋峯、平松、千段峯、生姜山、十六番、万波)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>古田・中割地区は、古田の一部地域(中之町、平松)を除き、未整備圃場が多い。さとうきびや茶を中心とした生産が行われている。茶については、高齢化や近年の荒茶価格の低迷により離農する農家が多くなっており、利便性や品種を考慮して後継者が使いやすい土地利用の仕方を考える必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者:18名(うち法人:2法人)、認定新規就農者:1名、基本構想水準到達者:5名、利用者:12名、農業支援サービス事業者:1事業体 主な作目:さとうきび、茶、露地野菜、肉用牛</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>基幹作物であるさとうきびの生産安定を基本とし、走り新茶の産地確立と露地野菜や飼料作物の生産による土地利用を図る。 認定農業者の18経営体に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の基盤整備が行われている農地及びそれに隣接する農地だけではなく、茶園として活用されている山間部に位置する農地も含めて農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、農地バンクを積極的に活用して担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地バンクへ農地の貸付けを行い、農業法人や規模拡大志向農家等への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備した団地の農道整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受入を推進し、担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、さとうきび収穫作業は市農業振興公社等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、市鳥獣対策協議会と連携して、捕獲の推進に取り組む。
- ③ドローン等の無人防除機の活用やGPSを活用したさとうきび機械収穫作業の進捗管理に取り組む。
- ⑧担い手の営農状況等を考慮の上、農業用施設の設置を行う。